

## 村山政権期における日本社会党の政策転換：村山首相を中心として

篠原，新  
九州大学大学院法学府博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/16464>

---

出版情報：政治研究. 55, pp.175-201, 2008-03-31. 九州大学法学部政治研究室  
バージョン：  
権利関係：

# 村山政権期における日本社会党の政策転換

——村山首相を中心として——

## 第一節 はじめに

- 一 問題の所在
- 二 先行研究の検討
- 三 本稿の視角

## 第二節 村山の政治思想

- 一 村山の証言
- 二 証言の検証
- 三 小括

## 第三節 党大会での承認

- 一 世論と社会党の組織
- 二 「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」の採択
- 三 「九五宣言」の採択
- 四 小括

## 第四節 おわりに

篠原 新

## 第一節 はじめに

### 一 問題の所在

一九九四年七月二〇日から二二日にかけて、村山富市首相（日本社会党委員長）は、国会で「日米安保堅持」、「自衛隊合憲」と明言し、従来の日本社会党（以下、社会党）の「非武装中立」政策を大きく転換させた。この政策転換は、「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」として社会党第六一回臨時党大会（一九九四年九月三日）で追認された。続く第六二回臨時党大会（一九九五年五月二七日）では、綱領的文書「新宣言」に代えて、新たに「九五年宣言」が採択され、ここに社会党の政策転換は完了した。

この政策転換の翌日、新聞各紙は「歴史的な転換点」、「結党以来の大転換」、「同党の基本政策を大きく転換する節目」と大きく報道した。また、海外の新聞も“Japan's Premier Scraps Socialist Party Doctrine”、“Japan's Leader Ditches Socialist Platform to Accept Role of Military”<sup>(5)</sup>と報道した。このように内外で、この政策転換が社会党にとって大転換だったこと、そして、その中心に村山首相がいたことが報道された。

また、先行研究でも新聞報道と同じく、この政策転換が社会党にとつての大転換であったこと、そしてその中心に村山がいたことが論じられている。西欧民主主義諸国二四ヶ国の政党制の変遷を比較研究した的場敏博は、多国間比較の観点から、村山政権期に行われた政策転換について「ここに至ってようやく主要政党の間で外交・防衛政策における『戦後の合意』が成立した」と分析した。戦後日本政治史の分野では、石川真澄がこの政策転換について、「その結果、戦後政治を主導してきた『保守』は日本政治全体を覆う広い合意の体系となり、より強い継続に向かいつつあるように見えたと述べた。また、社会党研究の分野では、政治外交史的観点から通史を描き出した原彬久が「村山はいわば国家、内閣の高みから『政策大転換』という名の大鉦をもってみずからの政党社会党の政策構築物に最後の一撃を加えたのである」と描写した。合理的選択論の見地から社会党の路線問題を扱った森裕城は「自民党と社会党の間に長らく存在した政治体制の基本的争点をめぐる対立も、この瞬間に全て消滅することになった」と述べた。社会党と労働組合の関係

を重視する新川敏光は「村山首相が、政策転換を表明し、こうして従来の社会党の方針は悉く否定されることになったのである<sup>(11)</sup>」と記した。また、党組織という観点から通史を描き出した岡田一郎は「党大会を経ずに、村山は独断で社会党の基本政策を一八〇度転換させたのである<sup>(12)</sup>」と述べた。

本稿の課題は、こうした社会党の政策転換過程を検証することである。より具体的には、先行研究で政策転換の中心とされながらも等閑視されてきた村山首相本人の政治思想<sup>(13)</sup>と、独断の政策転換であったにもかかわらず、それが党大会の承認を得ることができた理由を分析することである。

## 二 先行研究の検討

先行研究では、社会党の政策転換はどのように説明されているのだろうか。そして、いかなる問題点をはらんでいるのだろうか。

的場敏博は「合理的首班追求説<sup>(14)</sup>」の立場をとる。的場は「社会党がこのような政策転換を行った最大の誘因は、そうすれば政権に参加する（さらには社会党首相を生み出す）チャンスが大きくなるからであった<sup>(15)</sup>」と述べる。しかし、この政策転換が行われたのは、村山の首相就任後であり、この政策転換の過程を誤認している。「合理的首班追求説<sup>(14)</sup>」では、首相就任後に政策転換が行われた事実を説明できず、政策転換過程をより詳細に検討する必要がある。

森裕城は、政策転換に至る時系列を認識したうえで、「不可避説」をとる。森は、「細川連立政権時の社会党は、閣僚としての立場と個人としての立場を使い分け、この問題（社会党の安全保障政策と内閣の安全保障政策の齟齬——引用者注）に対処した。しかし、社会党首班の自社政権ではそのようなわけにいかない。（中略）内閣総理大臣は自衛隊の最高指揮官である。最高指揮官が自衛隊を違憲とすれば、政治の混乱は必須となり、連立政権の崩壊は免れないであろう<sup>(16)</sup>」と述べる。しかし、村山が総理就任後にやむをえず現状追認的に政策転換を行ったのかどうかについては疑問が残る。村山自身は「私が総理になって、社会党の政策転換を積極的に図ったことに後悔はあまりない<sup>(17)</sup>」と述べており、村山についての更なる検討が必要である。また、そもそも、なぜ独断的な政策転換について党大会の承認を得ることがで

きたのかも説明されていない。

新川敏光は「執行部自由裁量増大説」をとる。新川は、労組依存モデルではこの政策転換を十分に理解できないと述べる。<sup>18)</sup>その上で、この政策転換について、「連立政権実現という政局の急展開の中で、従来の機関中心主義の枠を越えたトップ・ダウンの決定方式、国会議員中心、とりわけ委員長―書記長ライン主導の決定パターンが生まれた」と説明する。社会党首班内閣の誕生によって、執行部の自由裁量は護憲平和主義の放棄を可能にするレベルにまで達した<sup>19)</sup>と説明する。新川は村山の政策転換を、従来の執行部の流れに属するとしているが、村山は委員長就任にいたるまで、執行部の中心（党三役）に入ったことはなく、村山の行った政策転換をそれまでの執行部の流れとすることはできない。つまり、「自由裁量の増大」した執行部の中心であった村山についての検討が不足しているのである。また、村山の独断による政策転換が可能であった理由として、執行部の自由裁量が増大したことを挙げているが、その根拠として挙げているのは、「『連立政権についての意思決定』を中央執行委員会に一任する（党大会の議決を要さない）」という決定（一九九三年九月二五日の党大会で決定）である。<sup>20)</sup>確かに、支持者の反発が予想される政策転換をトップダウンで行ったのは執行部の自由裁量の増大とも考えられる。しかし、後に社会党は党大会における代議員の多数決でこの政策転換を承認しており、党大会の議決を要さないという決定（新川の言う「執行部の裁量増大」）だけでは、党大会で政策転換が承認を受けたことを十分に説明できない。

これらの先行研究の問題点は、次の二点に要約できるであろう。第一に、政策転換の中心となった村山という政治家についての検討が不足していること。第二に、<sup>21)</sup>独断の政策転換について党大会の承認を得ることができた理由が明らかでないことである。

### 三 本稿の視角

主たる先行研究では、政策転換の中心とされる村山は、総理大臣になつてから先行研究の議論の俎上に登場し、いわば唐突に登場した村山によって、唐突に政策転換が行われたという叙述になつてゐる。しかしながら、先行研究では、

村山が如何なる政治思想をもつ政治家なのか、また、それが政策転換とどのように関係しているのか不明である。

その理由は、先行研究が依拠していた村山についての資料にあると考える。先行研究が依拠していた資料は、村山富市（インタビュアー・金森和行）『村山富市が語る「天命」の五六一日』（KKベストセラーズ、一九九六年）と、村山富市（聞き手・辻元清美）『そうじゃのう……村山富市「首相体験」のすべてを語る』（第三書館、一九九八年）の二点である。しかし、これらの資料は、タイトルの通り、ほとんど政権時代だけを対象にしている。たとえば『天命』は、ジャーナリストである金森和行のインタビュアーに村山が答えたものであるが、総理になるまでの期間については、全一六二頁中わずか九頁しか割いておらず、村山が独自調べた政権当時を淡々と振り返る形になっている。また、『そうじゃのう……』は全二三七頁であるが、村山が総理になるまでの記述には三八頁しか割いておらず、政治家キャリアのうち総理大臣になるまでの三八年間の履歴を簡単にフォローしているにすぎない。また、インタビュアーの辻元清美が、この本の読者として、政治にあまり関心のない一般の読者を想定しているためか、「総理専用機って便利なものですか、狭いですか」や「総理になったら個人的な外出とかもできないのですか」<sup>(23)</sup>など、政治家の資料としては不適切な質問も散見される。これら二冊の村山関連資料からは、村山が如何なる政治思想をもつ政治家であるのか、そして、それがどのように政策転換へとつながるのか、把握することは難しい。

戦後の主要政治家の回想録をレビューした保阪正康は、村山を取り上げる際の回顧録として『天命』を挙げている。保阪は、この『天命』について、「資料的価値も薄く、読者が流し読みするていど」<sup>(24)</sup>と批判しつつも、村山がその後の日本政治に与えた影響に鑑みて、「村山富市という政治家は、二十世紀後半半の日本の政治を語るときにもっとも重い比重をもって語られるであろう」<sup>(25)</sup>と指摘する。つづけて「村山は、平成十二年の総選挙に立候補せずに政界引退を決めたが、その証言自体が政治史のうえでも貴重なはずである」<sup>(26)</sup>と述べる。

こうした資料的制約からか、村山政権期に関しては、立ち入った分析は行われていない。また、COEのオーラルヒストリープロジェクト<sup>(28)</sup>も、村山をその対象に含めていない。そこで今回、村山に対して直接インタビュアーを行った。また、村山の証言内容を検証するための資料の一つとして、大分県の選挙管理委員会で村山の全選挙公報を入手した。

本稿では、先行研究が用いた資料はもちろんのこと、筆者が村山に対して行ったインタビューや、それを検証するための選挙公報等を活用して、村山政権期に行われた社会党の政策転換過程を検証したい。第二節では、政策転換の中心となった村山富市本人に注目し、彼が社会党左派というイメージとは異なる、現実的で柔軟な政治思想を持つ政治家であったこと、また、社会党を時代の変化に対応した党に変革させるという意図を抱いていたことを示す。そして第三節では、村山が政策転換について党大会の承認を得ることができた理由を検討し、そこには、村山の柔軟かつ戦略的な妥協があったことを示す。

## 第二節 村山の政治思想

### 一 村山の証言

村山富市は、一九二四年（大正一三年）三月三日に大分県大分市浜町で生まれた。一人兄弟の六男であり、生活は楽ではなかったという<sup>30</sup>。一九三八年に上京した村山は、印刷工として働きながら、東京市立商業学校（定時制）に入學する。一九四二年に明治大学専門部政治経済科に進学し、哲学部（駿哲会）に所属した。その後、一九四四年に学徒出陣で徴兵され、終戦は熊本で迎えた。戦後は明治大学に復学し、卒業後は大分で労働組合運動に携わり、一九四七年に社会党に入党した。一九五二年に社会党が左右に分裂すると、左派社会党大分県連に所属した。一度の落選の後、一九五五年に大分市議選に初当選し、市議を二期務めた。その後、大分県議に転じ三期務めた。この村山の地方政治期は一九年に及んだ<sup>31</sup>。国政に転じたのは一九七二年であり、その年の衆院選で初当選した。以降、一九八八年には衆院予算委員会理事に、一九九〇年には衆院物価問題特別委員長に就任した。翌年には社会党国会対策委員長に、一九九三年に社会党委員長に就任した。その後、一九九四年六月二十九日に第八一代内閣総理大臣（当時七〇歳）に就任し、二〇〇〇年三月二日に政界引退を表明した。

こうした村山の履歴で、彼の政治思想にとって重要なのは、自身が左派社会党に属したことであろう。そこで、なぜ

左派に属したのかを訊いた。

(村山) それはやつぱり、運動をやつてる過程でだね。：労働者やら農民やらね、そういう人を主体として、それに中小企業やな、リベラル派やら中間層やらを結集してだな、そして党を構成するというのが左とすればだな、そんなことでなく階級なんて余り問題にせずにな、保守に対して革新というような形にもつて結集するというのが国民党を名乗る右のほうじゃね。：やつぱり、そりゃ漁村青年同盟やらね、網元に従属するような関係というものを断ち切るべきだとかね。まあそういう民主化の運動をしよつたわな。

このように村山は、自らが社会党左派に属したのはイデオロギー的理由に基づいてではなく、もともと課題としていた網元と漁民(曳子)などの従属関係を民主化するには階級を重視する左派のほうがいと判断したからだった、と証言した。

続いて、地方政治期に村山がどのような政治思想を抱いていたのかを訊いた。それに対し、村山は「言論左派の行動右派」という言葉を挙げた上で、次のように解説した。

(村山) 理論的には、左派の路線を踏まえてると。だけでも行動についてはね、これはこのまま、じかに生のままだね、行動に表すというのにはなかなか難しいわね。そりゃなぜかというところ、やはり、現実を無視したらいかんかな。行動については、現実の中で、路線を踏まえたうえで、どういう風に対応するかというね、それは柔軟な対応があつていいと思うんだ、僕は。

このように村山は、理論を重視しつつも(言論左派)、現実を無視せず、現実に対応すること(行動右派)が必要だと考えていた、と証言した。この点は、教条的左派というイメージとは異なるように思われる。

次に、地方政治期の政治思想を国会議員となってからも引き継いでいるのかを訊いたところ、「それは同じですよ」と答え、政治と妥協の関係について次のように述べた。

(村山) やっぱり彼我の力関係でだね、適切なところにやっぱり妥協していくと、そういうことも考えて、そういう運動をしてましたよね。…それはもう、政治の場面とはね、似たようなところもあるよ、実際問題としてはね。そりゃ保守と革新がだね、与党と野党がだね、対決しあう場合もあるね。まあ話し合いでもってだね、妥協することもあるし。

このように村山は、状況をよく観察しつつ、柔軟に妥協するという政治思想は国会議員になってからも引き継いでいた、と証言した。続いて、国会議員となった村山の政策的関心について訊いたところ、安全保障政策については「あんまり関心なかったけどな、当時はね」と述べた後、次のように社会保障政策への関心を述べた。

(村山) そのときに自分で考えたのは、自分のこれまでの経験を振り返ってみてね、やっぱり働く人にとって一番大事なことは何かと。…だから雇用と、医療と、年金と、福祉と、といったようなものを専門に担当してだね、俺はやろうと。

これまでの証言を総合すると、村山は労働運動に携わっていたころから、教条的で急進的な政治思想の持ち主ではなく、「言論左派の行動右派」という現実的で柔軟な政治思想を持っていたと述べた。そして、こうした政治思想を国会議員となってからも引き継いでいたと証言した。また、自らの政策的関心は安全保障ではなく、社会保障政策であったと述べた。

次に、村山が自ら表明した政策転換の意図について、より細かく質問した。まず、村山に、非武装中立政策を放棄し、

日米安保堅持としたことの意図について訊いた。それに対し、非武装中立政策は世界が二極化していた時代の冷戦構造を反映したものであり、それがなくなった以上、非武装中立政策の歴史的役割は済んだとの認識を示した。そして日米安全保障条約についても、それが戦後日本の経済成長に貢献したことなどのプラス面を評価し、次のように述べた。

(村山) だからいずれ、安保条約は平和条約になるとように変えて、アジア全体の安全を考えるとというような視野を広げていくというのが、当時の僕の考えなんじゃ。だけど、それをするためにはね、一応これも是認しておかないとね、これはだめだといって突っぱねたらね、もう先に進めなくなる。

また、自衛隊についても、村山は、社会党内の自衛隊違憲合憲論争が観念的なものであり、自らは議論そのものに批判的であったと答えた。そして、自らが「自衛隊合憲」としたことについて、次のように説明した。

(村山) 違憲だといってみてもね、違憲だから廃止しろと、(社会党が——引用者) 廃止法案を提出したことはない。もうこれは一応受け入れて、いかにこの憲法に沿うような、自衛隊にしていくかというね、党の政策として考えていくべきではないか。違憲だと言ってしまえばね、もう、そりゃなんもできんんじゃないかと。

このように、村山は政策転換には、社会党積年の論争に決着をつけ、従来の教条主義的な党を、冷戦構造の崩壊という時代の変化に対応した党へと変革する意図があった、と証言した。

## 二 証言の検証

村山の証言によると、村山は「言論左派の行動右派」という現実的で柔軟な政治思想を持ち、安全保障政策よりも社会保障政策に関心を寄せていた。そして、時代の変化に合わせて社会党を変革するという意図をもって、政策転換を遂

表1 村山の選挙公報（政策項目順）<sup>35</sup>

72年	物価、農業、教育、公害、 <b>安保</b>
76年	年金、医療、中小企業、農業、物価、教育、青年、婦人
79年	物価、消費税、年金、医療、中小企業、農漁業、青年、婦人
80年	物価、政治浄化、福祉社会、 <b>安保</b>
83年	政治浄化、地域産業、教育、福祉社会、公共料金、 <b>安保</b>
86年	積極財政、減税、農畜産業、福祉社会、 <b>安保</b> 、差別
90年	消費税、福祉社会、政治浄化、農業、 <b>安保</b> 、大分振興
93年	政治改革、福祉社会、農業、漁業、 <b>安保</b> 、大分振興

行したと証言した。こうした村山の証言は、元首相の証言として貴重なものだと考える。しかし、その証言内容は検証される必要がある。そこで、首相就任以前の資料を活用して、村山の証言内容を検証したい。

まず、村山の選挙公報について検証しよう。基本的に選挙公報は箇条書きになっており、以下では、村山の選挙公報の政策項目を順番に列挙する<sup>34</sup>。

表1のように、村山の選挙公報では、社会保障関連の政策が毎年上位に挙げられており、安全保障政策については、最下位ないし最下位から二番目の位置にある。また、年度によっては、安全保障政策について、言及していない年もある（七六年、七九年）。このことは、村山の政策的関心についての証言（安全保障よりも社会保障に関心があつた）と一致する。

現実的で柔軟な政治思想を持つと証言した村山が、安全保障よりも社会保障を強く訴えていたということは重要であると考えられる。それは、自民党と社会党の対立関係が、イデオロギーが密接に関係する領域とそうでない領域とで異なることとされているからである。自民党と社会党の関係を統計的に分析した佐藤誠三郎・松崎哲久は、イデオロギー的色彩の強い法案や各党の基本政策に直接関わる法案の場合は、強行採決か廃案が多くなるが、そうではない分野の政策を扱うことの多い社会労働委員会、大蔵委員会、農水委員会では野党は活発に修正活動をすると述べている<sup>36</sup>。村山政権を官房副長官として支えた古川貞二郎（一九六〇年厚生省入省）に、社会保障領域での自民党と社会党の関係について直接訊いたところ、それを「仲良しクラブの対立」と表現し、両党が競合的ではあつてもむしろ協調関係に近かつたと証言した。事実、村山は、一九九一年に国会対策委員長に就任した際、同じく社会保障政策に取り組んでいた橋本

龍太郎から「お互い、党派の違いなど忘れていた」という祝文を受け取っている<sup>(38)</sup>。また、村山自身も、社会保障について、自民党を標的として非妥協的な対立を続けるのではなく、野党であっても国の財政を視野に社会保障政策の充実に取り組んできたと証言した<sup>(39)</sup>。

このようにみると、村山は、自社両党に根本的な対立が存在せず、現実的な議論を闘わせていた社会保障政策という領域で、長年活動してきた政治家だったことがわかる。

次に、村山の安全保障政策の内容を列挙する(表2)<sup>(40)</sup>。表2の村山の安全保障政策の内容を、社会党の当該年度運動方針と比較すると、四つの相違点を指摘できるであろう。

第一に、日米安保条約についての言及は一回だけ(七二年)であり、「日本が、日米安保条約を柱にして軍備を拡大し、危険な軍国主義の道につき進んでいることは明らかです」という表現からは、日米安保について反対であることは受け取れるが、それを廃棄するという文言はない。一方、七二年度社会党運動方針にある「三つの運動方針」には、「安保をなくし、新しいアジア平和体制をつくります」とされている。

第二に、社会党の党是ともいえる「非武装」、「中立」のうち、「非武装」は九回中一回だけ(八六年)、「中立」は二回である(七二年、八六年)。「中立」の一回目には、「平和中立外交を進めます」とあり、「非武装」という言葉が使われていない。また、初めて、「非武装」と「中立」をセットで使った八六年には、「中立・非武装の平和憲法の理念・精神をひろめます」とされており、「中立」と「非武装」が理念・精神とされている。八六年は、社会党がマルクス主義的傾向が強い綱領「道」に代え、新たに「新宣言」を採択した歴史的な年である。「新宣言」は、社会党の自己規定を労働者階級の利益代表から改革的国民党へと変更するものであったが、その「新宣言」のなかでも、基本的政策目標の第一として「平和、協調をもとにした国際体制と非同盟・中立・非武装の実現」<sup>(41)</sup>が挙げられていた。村山が選挙公報のなかで、「非武装」・「中立」を理念・精神としたことは、「新宣言」を超える解釈変更であるように見える。

第三に、九〇年、九三年には、非武装中立という言葉は使われていない。九〇年度の社会党運動方針には、冷戦崩壊後もなお非武装・中立について「今日、世界の現実がそれに近づいてきていると言えます<sup>(42)</sup>」としている。九〇年、九三

表2 村山の選挙公報（安全保障政策の内容）<sup>41</sup>

1972年

平和をめざす方向は（湯布院 建設業）

日本が、日米安保条約を柱にして軍備を拡大し、危険な軍国主義の道をつき進んでいることは明らかです。福祉を置き去りにして、五兆一千億円という四次防予算を決定した田中内閣の軍事優先政策は、国民の鋭い批判を受けているのです。日中国交が回復し、ベトナムにも平和が訪れようとしている時代に、なぜ日本だけが軍備を拡張しなければならないのでしょうか。武力で平和は守れません。人類の英知を集めた相互信頼で話し合う、平和中立外交を進めます。

1976年

安全保障政策についての言及なし。

1979年

安全保障政策についての言及なし。

1980年

日本と世界の平和に努力

アメリカの内政干渉を受入れ、赤字財政下で防衛費を増額することは大衆増税・福祉切り捨てをもたらし、国民生活を圧迫します。村山富市は、軍事大国化を阻止し、相互信頼にもとづく平和友好関係を積極的につくり出し、日本と世界の平和を守ることに全力をあげます。

1983年

反戦・平和にむけ軍事大国化に反対を

中曽根内閣のもと、軍拡、右傾化の動きがつかよまってきました。赤字財政下でも防衛費は四年連続で突出し、日本列島不沈空母化、四海峡封鎖の発言がなされました。私は、軍事大国化に反対し、平和と民主主義を守って、世界の相互信頼による軍縮の実現、諸国民の平和友好関係の発展にとりくみます。

1986年

平和・軍縮へ非武装平和憲法で

世界の人びとが反核・軍縮を呼びかけています。しかし自民党政府はそうした動きと逆の政治を展開しようとしています。私は赤字財政の中で突出した防衛費を現状凍結して、計画的に削減し、着実に軍縮をすすめ、非核三原則を守り抜きます。そのため、すべての国々と軍縮外交を展開し、中立・非武装の平和憲法の理念・精神をひろめます。

1990年

軍縮・平和は世界の流れ、平和憲法を守ります

世界有数の経済国となった日本。平和な世界をめざし、民族・国境のわくを越え、軍縮の時代にふさわしい社会をつくらねばなりません。平和憲法を守り、戦争のない平和な日本をつくります。また地球の環境破壊をやめさせ、次の世代へきれいな地球と豊かな自然環境を残します。

1993年

世界平和と地球規模の環境保全をめざします

世界有数の経済国となった日本。平和な世界をめざし、民族・国境のわくを越え、軍縮の時代にふさわしい社会をつくるため、平和・人権の尊重を基本とした貢献を行います。また地球の環境破壊をやめさせ、地球上から貧困と飢餓を追放し、総ての人類が共生できる社会の実現をめざします。

年には、安保政策の中に環境問題が入れられ、また、「世界の流れ」（一九〇年）、「民族・国境のわくをこえ」（一九〇年、三年）、「軍縮の時代にふさわしい」（一九〇年、九三年）という冷戦後の世界情勢を反映した言葉が取り入れられている。第四に、当該年度の社会党運動方針には毎回自衛隊についての言及があるが、村山の選挙公報には自衛隊についての言及が一度もない。

以上のように、村山は安全保障政策に関心は薄いいながらも、彼の安全保障政策の内容は党の運動方針をそのまま受け入れたものではない。その内容を党の綱領や年度運動方針と比べると、現実的な内容であり、証言のとおり、時代の変化を意識したものとなっている。しかしこれだけでは、村山個人の政策としてではなく、首相就任以前より、時代の変化に対応させるべく党の政策を変革するという意図を抱いていたかどうかは定かではない。

そこで、村山が社会党の委員長に就任（一九九三年九月二四日）してから、首相就任（一九九四年六月三〇日）までの九ヶ月間の言動から、党に対してどう思っていたのかを検証する。<sup>(46)</sup>一九九三年九月二五日、社会党委員長に就任した村山は就任挨拶の中で党の課題として、「批判・抵抗型」の政党から「提案・行動型」の政党に脱皮することを挙げた。<sup>(47)</sup>この点は「社会党の存在価値に動揺をきたす必要はまったくない」と述べた土井たか子とは大きく異なっている。それから二ヵ月後に行われた社会党都道府県代表者会議の挨拶でも村山は、「反対だ」と受身になって叫んでいるだけ<sup>(48)</sup>と従来の社会党を批判した。それから一ヵ月後、村山は『月刊社会党』に文章を寄せ、「過去の旗じるしをそっくりそのまま掲げようというわけではありません。時代認識をしっかりとって活動しなければ、社会党が未来に向かって生きていくことはできないと考えています<sup>(50)</sup>」と党変革の必要性を述べた。

また、自衛隊についても、「そもそも国会の場で違憲・合憲論争を繰り返すことにはいかほどの意味があるのでしょうか」、「冷戦構造が崩壊するなかで、自衛隊をいかにして平和と軍縮の流れに即したものに縮小・再編するのかをこそ、共通の論議のテーマとすべきではないでしょうか<sup>(51)</sup>」と観念的議論から脱却する必要性を強調した。

さらに、村山は一九九四年五月九日の社会党都道府県代表者会議の挨拶でも、冷戦構造の崩壊により、日本政治はイデオロギー対立の時代ではなくなると述べている。<sup>(52)</sup>

これまで、村山が総理就任以前に行った言動を確認してきたが、その内容は、村山が社会党を冷戦構造崩壊後の時代に対応した党へと変革させる意図を持っていたことを示すものであり、証言内容と一致している。

### 三 小括

以上の検討を要約する。政策転換を行った村山は、「言論左派の行動右派」という現実的で柔軟な政治思想をもつ政治家であった。彼は、安全保障政策について強い関心を抱いてはいなかったが、党の政策を無批判に受け入れるのではなく、時代の変化に合わせて党の政策から距離を置き始めていた。村山は、総理就任以前より、党を時代の変化に合わせて変革する必要性を感じており、このような意図の下に政策転換を行ったのである。しかし、トップダウンの政策転換であったにもかかわらず、なぜ村山は党大会の承認を得ることができたのだろうか。次節では、村山が党大会の承認を得ることができた理由を検討することにしよう。

## 第三節 党大会での承認

### 一 世論と社会党の組織

社会党大会は、村山が表明した政策転換を「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」（一九九四年九月三日）として追認した後、「九五宣言」（一九九五年五月二七日）を採択することで綱領レベルでも政策転換を承認した。執行部をはじめとする社会党の国会議員には、大臣などのポストや報酬を確保するという、政策転換を支持する動機があったかもしれない。<sup>53</sup>しかし、一九四七年の片山政権以降、三八年間にわたって野党であり続けた社会党を支持してきた一般の支持者（非議員）が、「政権」という理由だけで政策転換を承認したとは考えにくい。

村山による政策転換表明を受けて、新聞各紙は、社会党の政策転換の難しさについて次のように報道した。一九九四年七月二一日の『朝日新聞』は、一面で「理念交代、党内どう調整」という見出しを付け、「今回の方針転換によって社

会党の掲げてきた『護憲』『非武装中立』の路線がなし崩しになるのではないかという懸念は党内外に依然、根強い」とその難しさを指摘した。同日付の『毎日新聞』は三面で「左派の反発は必至」という見出しを付け、社説で「残る課題は、党内がこの線でまとまるかどうか」と述べた。同じく同日付の『読売新聞』は三面で「地方、反対根強く」と見出しを付け、「大胆な方向転換ができるかどうか、同党はこれから正念場を迎える」と述べた。

また、『読売新聞』は一九四四年八月二七―二八日に社会党の政策転換についての全国世論調査を実施した。<sup>(54)</sup> その結果によると、村山の表明した政策転換を支持すると答えた人の割合は四七％、支持しないと答えた人の割合は四〇％であり、支持するという人のほうが上回った。しかし、社会党が村山の表明どおりに政策を転換できると思うかと質問した結果は、できないと答えた割合が五四％にのぼり、できると答えた割合の二六％を大きく上回った。この世論調査の結果は、当時の世論の大勢が、村山の表明した政策転換は支持するが、社会党は政策転換ができないだろうと考えていたことを示している。後藤田正晴も、この政策転換について、「しかし、下からの意見を積み上げて社会党の基本方針を変更したというのではなくて、頭で決めちゃったわけですから、上から下へ一体どう浸透していくかというのが僕は心配で、これは揺り戻しが当然あるなと思つた<sup>(55)</sup>」と証言している。

ここで、政策転換が承認される舞台となつた社会党の組織について確認しておこう。社会党の組織は、最高議決機関の全国大会（党大会）が頂点にあり、その下に中央執行委員会、中央本部機構、各部局という構成になつて<sup>(56)</sup>いる。全国大会を構成するのは、都道府県本部代表、都道府県本部選出代議員、国会議員、党員知事・市長、支持団体代表の大会代議員である。大会の一般的決定は全国大会の出席代議員の過半数で決める（党規約第四一条）が、新宣言（当時の綱領的文書）や規約の改正については、特別のハードルが設けられていた。それが第九八条であり、「党の新宣言および規約の改正は全国大会出席の代議員の三分の二以上の多数の賛成をえなければなら<sup>(57)</sup>ない」とされていた。この綱領・規約改正についての特別な条項は、一九四八年、一九五五年、一九六四年の規約でも同じ内容が確認でき、先行研究も綱領改正の難しさを指摘している。<sup>(58)</sup> つまり、綱領改正反対派が三分の一以上の代議員を確保すれば、綱領は改正されない<sup>(59)</sup>のである。

## 二 「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」の採択

さて、社会党第六一回臨時全国大会（一九九四年九月三日）で「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」が採択されるわけだが、大会に先立ち、村山は世界情勢の変化を踏まえることの重要性和片山内閣挫折の教訓を述べ、執行部に對する協力を求める挨拶を行った。

「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」は、五章構成からなる議案である。「第一章 はじめに」では「党にとって『政敵なき時代』は初めての経験であり、全党員はあらゆる固定観念、慣行から自らを解放し、新時代に対応できる党へ建て直す『自己革命』の決意と決断を示さなくてはなりません」と述べられており、議案の名称のように「当面」の政策と限定する文言はない。むしろ、黨員に対して固定観念から脱却や一時的ではない「自己革命」を求めている。具体的な政策転換の内容を示しているのは「第四章 新たな時代の政策展開」であるが、ここでも「当面」の政策と限定する文言はない。このように考えると、この決議は、事実上の綱領改正であるといえる。しかし、村山は決議の名称については、政策転換「反対派に妥協し、「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」としていた。村山はこの妥協により、決議を三分の二以上の賛成が必要な「綱領の改正」としてではなく、過半数の賛成で採択される「一般決議」として、党大会に諮ったのである。

予想されたように、党大会では多くの意見が出された。配布された意見書は二四本に上る。このうち、自らの社会党論を開陳するなど、決議に反対なのか賛成なのかよく分からないものを除けば、少なくとも一三本が決議に反対していた。例えば、佐賀県本部は「『基本姿勢』は日本社会党の歴史と運動を全面的に否定し、一〇〇〇万人以上の支持を得てきたわが党の基本政策を根本から覆すものであり、とうてい認めるわけにはいかないというのが黨員の圧倒的声」と反対意見を述べた。また、福島県本部も、村山が表明した政策転換について「仮に百歩譲ってもそれは連立政権の首相発言として受けとめておくべきものであり、それを党の政策転換に移行することは容認できません」と反対意見を述べた。

実際に、この「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」に対しては、竹村俊夫代議員（福岡）ら二九人によって修正案が提出された。その骨子は、「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」について「第一章から第四章まで一貫して文脈

は村山政権の実現経過と村山連立政権下における政策のあり方を国民にさし示したものと判断します。そこで第四章は「新たな時代の政策展開」ではなく「村山連立政権下における政策展開」として位置づけるべきだと考えます<sup>(64)</sup>というものであった。

村山はこの修正案を取り下げよう福岡県本部に働きかけた、と報道されている<sup>(65)</sup>。その後、この修正案は異例の無記名採決に持ち込まれた。この時点で、討議に入ってから五時間が経過していた。採決の結果は、投票総数三八三票、賛成一五二票(36・69%)、反対二二二票(57・96%)、白票・無効九票(2・35%)であり、この修正案は否決された。その後、修正案の否決は議案の採択とみなすという議事運営規則に従って、大会議長が「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」の承認を正式に宣言した<sup>(66)</sup>。こうして、執行部の提案した「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」は事実上、57・96%の賛成、36・69%の反対で承認されたのである。

投票の結果は、政策転換への賛成が57・96%であり、綱領の改正に必要な三分の二を満たしておらず、逆に政策転換に反対の39・69%は、綱領の改正を阻止するのに必要な三分の一を満たしていた。もし村山が決議の名称で妥協せず、「綱領の改正」の手続きを踏んでいけば、この決議は党大会の承認を得られなかったであろう。

要するに村山は、議案の名称については政策転換反対派と妥協し、決議の名称を「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」とした。しかし、この妥協によって村山は、決議を、三分の二以上の賛成を必要とする「綱領の改正」ではなく、過半数の賛成で採決される「一般決議」として諮った。そうすることで、党大会の承認を取り付けることができたのである。

### 三 「九五宣言」の採択

「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」は党大会の承認を得たが、綱領的文書「新宣言」はそのまま残った。政権維持のためだけならば、これで十分だったかもしれないが、村山の意図する党の変革のためには「新宣言」も変える必要があった。「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」が党大会の承認を受けてから約三ヵ月後の一九九四年十二月一日、

村山は社会党都道府県本部代表者会議を開催した。その目的は、新党結成問題並びに新宣言に代わる文書として「九五年宣言」の討議を始めるにあたっての意見集約であった。冒頭の挨拶で村山は「その運動（戦後の社会党の運動——引（66）用者）を引き継ぎながら、新しい時代に対応できるような政党をどうつくっていくかということが、私どもに課せられた課題ではないかと考えております」と述べた。<sup>(67)</sup>さらに挨拶の結びとしてリンカーンの「内紛のある家は存続できない」という言葉を引用し、ここでも、新しい時代に合わせて党を変革する意図と、それに対する協力を呼びかけた。しかしながら、「九五年宣言」に対する反対意見は根強く、佐賀県本部書記長占野秀雄は「これまでの流れとしては賛成するわけにはいかないという方向は明確に出されています」と述べた。<sup>(69)</sup>このような反対意見に対して、村山は「これはもういっぺん繰り返すんですけれども、やはり、これだけ時代が変わって、国民の意識も変わって、これまでの社会党の運動に対する誇りというものはお互いにもつていなければなりませんけれども、しかしその誇りを継承しながら、どう新しい時代に対応できる党をつくっていくかということもまた、私どもに課せられた一つの課題だと受けとめております」と反論した。<sup>(70)</sup>

この都道府県本部代表者会議から約六ヵ月後の一九九五年五月二七日、「九五年宣言」の採択を行う社会党第六二回臨時全国大会が開催された。村山は冒頭の挨拶で、これからの政党は過半数にも及ぶ無党派層の支持を得られなければ、明るい未来はないとし、「ましてやそれは単なる党の衣替えとか、旧態依然とした綱領論争の域にとどまるべきではありません<sup>(71)</sup>」と述べた。また、「二一世紀を展望するとき、社会党が今のままでよいと考えている人はほとんどなく……」と述べ、党の変革の必要性を強く訴えた。

この臨時大会で提出された「九五年宣言」には、「新しい基本価値と政策目標」というサブタイトルがつけられ「当面」などのように期間を限定した政策ではないことが明記された。「九五年宣言」は五章構成からなり、四章の「(一) 外交と防衛」では、期間を限定することなく、「自衛隊合憲」、「日米安保堅持」とされていた。懸案の新宣言の扱いについては「五.まとめ」で言及されていた。そこには「私たちは、党改革を進めるうえで、歴史的な役割を果たした『新宣言』を新たな基本文書『九五年宣言』に発展させることにします。これによって『新宣言』は大きな役割と任務を終え、歴

史上の文書となります<sup>(73)</sup>と記されていた。ここに村山の戦略的妥協が存在した。つまり、村山は「九五年宣言」を綱領とすることに反対する勢力に配慮し、次のような妥協をしたのである。「九五年宣言」を採択すると、「新宣言」は「歴史的文書」となるが、「九五年宣言」は「綱領」ではなく「基本文書」となる、と。こうした妥協をすることで、村山は「九五年宣言」を採択しても、これが「綱領」にはならないことから、これを一般決議の一つである「政治宣言」として党大会に諮ったのである。

この執行部の方針に対しては一七の意見や質問が出された。そのうち意味が不明確な三つの意見を除くと、執行部の方針に賛成が七、反対が七であり、賛否は同数であった<sup>(74)</sup>。例えば、木村フサ子議員（島根）は賛成意見のなかで「党内民主主義を大義としていたずらに時間を稼ぎ不毛の論議を重ねているという印象は、早急に克服しなければならぬ」ということを申し上げさせていただきます<sup>(75)</sup>と述べた。しかし、反対意見もあり、豊福保夫議員（佐賀）は「みなさん、『裸の王様』には裸と言おうではありませんか。わが社会党はいまや裸で町のなかに踊り出ようとしているのです。こんな恥ずかしいことを許してはなりません<sup>(76)</sup>」と述べた。

ただし、「九五年宣言」を「政治宣言」とすることには、賛成・反対の両方から意見や質問が出された。例えば、根元二郎議員（東京）は「九五年宣言」の扱いですが、政治宣言であるという旨の発言でした。しかし、『当面の活動計画』案にある「九五年宣言に大会承認によって綱領的文書『新宣言』は歴史的文書となります」という文章からすれば、「九五年宣言」は綱領的文書になるのではないか<sup>(77)</sup>という意見を述べた。

これらの「九五年宣言」の位置づけを問う意見に対して、久保巨書記長は、「綱領か政治宣言かという論争が、そんなに重要な意味をもつのであろうか<sup>(78)</sup>」、「それでは、私どもはいまある綱領的文書としての「八六年新宣言」を綱領として持ち続けるのですか<sup>(79)</sup>」と答弁した<sup>(80)</sup>。

「九五年宣言」には修正案（二二世紀への宣言）が出された。修正案は「新宣言」には言及せず（新宣言についてはそのまま）、日米安保解消、自衛隊違憲を骨子とするものだった。この修正案については起立採決が行われ、起立少数で否決された<sup>(82)</sup>。その後、「九五年宣言」が拍手承認された。こうして、綱領レベルでも社会党の政策転換は完了した<sup>(83)</sup>。

このように村山は、「九五五年宣言」を綱領とすることに反対する勢力に妥協して「九五五年宣言」を「基本文書」とした。しかし、この妥協により、「綱領の改正」の手続きを踏まずに、「一般決議」の手続きで「新宣言」を「歴史的文書」としたのである。

しかし、こうした村山の妥協は別にしても、代議員の過半数が政策転換に賛成したことも確かである。<sup>(8)</sup>この点について、いつ頃から社会党政策に対する支持が変化してきたかについて、累々調査したが、有意味なデータを見つけることはできなかった。そこで、村山に、そもそも党大会で承認を得られるのかという勝算があったのかを訊いた。村山は、もし承認を得られなければ総理も委員長も辞めるつもりだったと述べたうえで、次のように答えた。

(村山) じゃから、僕が方向転換してじゃな、それを社会党の全国大会で、追認したわけじゃな。だけどね、追認したけど、そりゃ、反対もずいぶん大勢いたわな。けど、もともとね、反対してるメンバーもだな、もう、こういう時代じゃから、やむを得んという気持ちがあつてるわけですよ。だから、それは僕は読んどったからね。

このように村山は、社会党支持者の動向をよく観察し、従来の政策に対する支持がかなり形骸化していたことを把握していたと証言した。

#### 四 小括

本節では、社会党の政策転換が難しかった理由として、「綱領の改正」に「三分の二以上の賛成」が必要な点を指摘した。これに対して、村山は自ら独断で行った政策転換について、名称や位置づけで柔軟に妥協しつつも、その妥協により、政策転換を、三分の二以上の賛成が必要な「綱領の改正」ではなく、「過半数の賛成」で承認される「一般決議」とすることで、党大会の承認を取り付けたのである。村山は、柔軟かつ戦略的な妥協により、一度も正規の「綱領の改正」手続きを踏むことなく、社会党の綱領（「新宣言」）を撤廃し、政策転換の承認を取り付けたのである。

## 第四節 おわりに

本稿の議論を要約する。社会党の政策転換に関する先行研究では、村山という政治家についての検討が不足していた。また、独断の政策転換について村山が党大会の承認を得ることができた理由も不明であった(第一節)。インタビューと選挙公報等が示しているように、独断専行で社会党政策の転換をおこなった村山は、「言論左派の行動右派」という現実的で柔軟な政治思想を持つ政治家であった。そして、社会党を、時代の変化に対応した党に変革するという意図をもつて政策転換を遂行した(第二節)。村山は、党大会において、独断専行の政策転換の扱いに関して戦略的な妥協を行い、政策転換を三分の二以上の賛成を必要とする「綱領の改正」ではなく、過半数の賛成で採択される一般決議とすることで、党大会の承認を取り付けた(第三節)。

村山の政策転換によって、社会党はようやく「現実政党化」を完成させた<sup>(85)</sup>。しかし、社会党の長期低落傾向には歯止めがかからず、現在の社会民主党(社会党の後継政党)は法案提出権さえ失った<sup>(86)</sup>。また、政策転換に反対して離党した社会党議員によって結成された新社会党は、現在も非武装中立を主張しているが、国会で一議席も獲得することはなかった。ここに、長らく戦後日本の最大野党であった日本社会党は名実ともに消滅したと言える。たしかに村山は、自らの意図の通り、党をイデオロギーの呪縛から解放することに成功し、日本政治における対立軸は崩壊した。しかし村山は、それに代わる対立軸を見つけることができず、党を再建することはできなかつた。村山の最後の選挙公報(一九九六年)は、彼の限界を示しているように思われる。

村山の選挙公報(一九九六年)

五つの政策目標

安全保障、行政改革、経済構造改革、財政構造改革、男女共生社会

改革十二の重点政策

行政改革、政治改革、財政構造改革、産業・経済構造改革、雇用、福祉、教育、安全生活、環境、人権・女性、安保、全保障、外交

このように村山は、最後の選挙公報で初めて、安全保障をトップ項目に掲げるとともに二回言及した。しかし、この選挙公報では「五つの政策目標」と「改革十二の重点政策」の関係がはつきりせず、総花的である。これまでの社会保障政策重視の選挙公報とは全く異なり、一七項目に及ぶ抽象的な政策を羅列するだけの政策からは、新たな対立軸を構築し、オポジションを立ち上げようという真剣な意欲や覚悟は感じられない。この政治家人生最後の選挙公報は、古い対立軸を壊すことに成功したが新たな対立軸を打ち出すまでには至らなかった村山富市という政治家を象徴している。そして、村山が見つけることのできなかった対立軸の模索は、現在も続いている。

本稿の限界と今後の課題は、この点に関連する。現実的であるだけではオポジションになりえない。現実的でありつつも現実に埋没しないだけの対抗理念がなければ、オポジションたりえないのである。自民党派閥による擬似政権交代を支えた中選挙区制が小選挙区比例代表並立制に代わってから一〇年以上の歳月が経過した。二〇〇七年参院選の結果、民主党は過半数に迫る議席を獲得し、参院第一党としての「権力」を手に行使している。この「権力」をただ抵抗のためだけでなく、何のためにどう行使すべきなのか。現在の日本政治においてオポジションの必要性はますます高まっている。このことを考察するためには、社会党研究にとどまらず、政党論的な視点や比較政治学的な視点が必要である。より多角的な視点からのオポジションの展望を今後の研究課題としたい。

注

- (1) 『朝日新聞』一九九四年七月二二日。
- (2) 『毎日新聞』一九九四年七月二二日。
- (3) 『読売新聞』一九九四年七月二二日。

- (4) The New York Times' 一九九四年八月二日。
- (5) The Washington Post' 一九九四年七月二〇日。
- (6) 「戦後の合意」の内容は以下の四点である。①経済に対する国家の積極的介入、②マクロ経済政策におけるケインズ主義の採用、③国内の社会政策としての「福祉国家」、④防衛・外交政策における「西側」へのコミットメント。的場敏博『現代政党システムの変容』有斐閣、二〇〇三年、二八四頁。
- (7) 的場、前掲『現代政党システムの変容』、三五二頁。
- (8) 石川真澄『新版 戦後政治史』岩波書店（岩波新書）、二〇〇四年、一八五頁。
- (9) 原彬久『戦後史のなかの日本社会党』中央公論新社（中公新書）、二〇〇〇年、三二七頁。
- (10) 森裕城『日本社会党の研究』木鐸社、二〇〇一年、二二四頁。
- (11) 新川敏光『戦後日本政治と社会民主主義』法律文化社、一九九九年、一八四頁。
- (12) 岡田一郎『日本社会党』新時代社、二〇〇五年、二〇二頁。
- (13) 森は「社会主義の理論そのものの理解を深めたところで、社会党の路線問題をめぐる政治過程の本質は見えてこない。必要とされるのは、社会主義理論の研究ではなく、社会主義理論に行動を規定された人々の研究であろう」（森裕城『日本社会党の研究』木鐸社、二〇〇一年、一一頁）と述べる。
- (14) この名称は、筆者がつけたものである。「不可避説」や「執行部自由裁量増大説」も同様である。
- (15) 的場、前掲『現代政党システムの変容』、三五二頁。
- (16) 森、前掲『日本社会党の研究』、二二三頁。
- (17) 村山富市（インタビュー・金森和行）『村山富市が語る天命の五六一日』KKベストセラーズ、一九九六年、七三頁。なお、森は前掲書において、この資料を参照していない。
- (18) 新川、前掲『戦後日本政治と社会民主主義』、二〇五頁。なお、森も労働組合と社会党の安全保障政策の関係について、社会党の安全保障政策には社会党固有の意思があることを指摘し、「労働組合（総評）の動向を記述すれば社会党の行動を全て理解できるという決定論的な立場をとらない」と述べている（森、前掲『日本社会党の研究』、三二頁）。
- (19) 新川、前掲『戦後日本政治と社会民主主義』、一九二頁。
- (20) 新川、前掲『戦後日本政治と社会民主主義』、一九二頁。
- (21) 村山を社会党書記として支えた久保亘は「説明なき転換」（久保亘『連立政権の真実』読売新聞社、一九九八年、一一〇頁）と述

べ、社会党有力議員であった伊藤茂も「事前の十分な討議と国民的理解なし」（伊藤茂『動乱連立』中央公論新社、二〇〇一年、一五〇頁）と述べている。また、内閣官房副長官だった石原信雄は村山が「中央執行委員会の了承を後でとらにやいかん」（石原信雄『首相官邸の決断』中央公論新社（中公文庫）、二〇〇二年、二〇七頁）と言ったと回想しており、政策転換が党内の多数派工作を経ていないことであったことを示唆している。

(22) 村山、前掲『そうじゃのう……』、七五頁。

(23) 村山、前掲『そうじゃのう……』、七二頁。

(24) 保阪正康『政治家と回顧録』講談社、二〇〇六年、三一頁。

(25) 保阪、前掲『政治家と回顧録』、四六五頁。

(26) 保阪、前掲『政治家と回顧録』、四六五頁。

(27) 木下真志『転換期の戦後政治と政治学』敬文堂、二〇〇三年、一七一頁。

(28) 政策研究大学院大学、課題番号 21CE2002。

(29) 村山に対するインタビューは、二〇〇六年七月二六日、一二月一四日の二回行った。インタビューは、オーラルヒストリーの手法を参考に、篠原、中島琢磨氏、重本健氏の三名で行った。その手法として、ポール・トンプソン、酒井順子訳『歴史から記憶へ』青木書店、二〇〇二年や御厨貴『オーラル・ヒストリー』中央公論新社、二〇〇二年を参考にした。

(30) 「時代の証言者 村山富市1」、「読売新聞」、二〇〇六年七月二四日。

(31) 村山の地方政治期は歴代社会党委員長の中で最も長い。

(32) 筆者による村山へのインタビュー。以下、註のない村山の証言も同様。

(33) 選挙公報を分析した研究としては、品田裕「地元利益志向の選挙公約」、「選挙研究」第一六号、二〇〇一年、三九五頁。

(34) 当該年度の大分県選挙管理委員会編「選挙の記録」に準拠した。

(35) 強調（四角囲み）は筆者が行ったものである。

(36) 佐藤誠三郎・松崎哲久『自民党政権』中央公論社、一九八六年、第七章。また、石川真澄・広瀬道貞も、自民党と社会党の関係について、安保改定などの対決法案以外では、両党で妥協を行うのが普通であったと指摘する（石川真澄・広瀬道貞『自民党』岩波書店、一九八九年、第一章）。

(37) 古川に対するインタビューは二〇〇六年一月六―七日の二日間に行った。

(38) 篠宮良幸『平民宰相・村山富市』泰流社、一九九四年、四五頁。

(39) 「村山」たとえば、福祉の予算をどうするかとかね、あるいは医療の財政をどうするかとか、年金の財政をどうするかとか、というような問題になればだ、国の財政とは無関係にないわけじゃからね。だから国全体の予算というものを視野に検討していくな」。

(40) 当該年度の大分県選挙管理委員会編『選挙の記録』に準拠した。

(41) 強調(四角囲み)は筆者が行ったものである。

(42) 『月刊社会党』一九七二年四月号、二六頁。

(43) 日本社会党政政策資料集委員会・日本社会党政政策審議会『日本社会党政政策資料集』日本社会党中央本部機関紙局、五六七頁。

(44) 『月刊社会党』一九九〇年四月号。

(45) 『月刊社会党』一九七二年四月号、五九頁。同、一九七六年四月号、五〇頁。同、一九七九年四月号、一九頁。同、一九八〇年四月号、二二頁。同、一九八三年四月号、一八頁。同、一九八六年、二二頁。同、一九九〇年四月号、四五頁。同、一九九三年四月号、六六頁。

(46) なお、村山の委員長就任当初は社会党も連立与党の一員であったが、その後、村山は連立与党間の信義欠如を理由として、羽田政権から離脱を決定した。

(47) 『月刊社会党』一九九三年一月号、五一頁。

(48) 『月刊社会党』一九九一年一月号、一六頁。

(49) 『月刊社会党』一九九四年一月号、七三頁。

(50) 『月刊社会党』一九九三年二月号、一四頁。

(51) 『月刊社会党』一九九三年二月号、一五頁。

(52) 『月刊社会党』一九九四年六月号、一五五頁。

(53) 久保亘書記長は「社会党の委員長である首相を全面的に支援できる党の態勢の整備をしなければならぬ」と述べたと報道されている(『朝日新聞』一九九四年七月二日)。また、社会党職員は「社会党議員の大臣病はすさまじいものでした」と述べている(松下文之・江口昌樹『日本社会党の崩壊』みなと工芸舎、二〇〇六年、八一頁)。

(54) 本調査は一九九四年九月三日の『読売新聞』で報道された。

(55) 後藤田正晴『情と理』(下)講談社(講談社+ $\alpha$ 文庫)、二〇〇六年、三四九頁。

(56) 西川知一・川田潤一編著『政党派閥』ミネルヴァ書房、一九九六年、二四八頁。

(57) 『月刊社会党』一九九一年四月臨時増刊号、三八頁。

(58) 森、前掲『日本社会党の研究』、六七頁。

(59) 「新宣言」が諮られた第五〇回定期全国大会では、三分の二以上の賛成が不確実であったために、翌年の統回大会まで、採択がで  
きなかった。結果的に「新宣言」は採択されたが、改正反対派は新宣言の骨抜きを狙った五項目の補足決議も同時に採択させた(森、  
前掲『日本社会党の研究』、一三二頁)。しかし、村山はひとつの補足決議も付けさせなかった。

(60) 『月刊社会党』一九九四年一〇月号、一〇頁。

(61) 『月刊社会党』一九九四年一〇月号、一一頁。

(62) 『月刊社会党』一九九四年一〇月号、七〇頁。

(63) 『月刊社会党』一九九四年一〇月号、四二頁。

(64) 『月刊社会党』一九九四年一〇月号、三四頁。

(65) 『読売新聞』一九九四年九月四日。

(66) 決議採決を受けて村山は「いやいや、あれぐらいの議論はある。当然じゃわ」と述べたと報道されている(『読売新聞』一九九四  
年九月四日)。

(67) 『月刊社会党』一九九五年二月号、一〇頁。

(68) 『月刊社会党』一九九五年二月号、一〇頁。

(69) 『月刊社会党』一九九五年二月号、三九頁。

(70) 『月刊社会党』一九九五年二月号、六二頁。

(71) 『月刊社会党』一九九五年七月号、一八頁。

(72) 『月刊社会党』一九九五年七月号、一八頁。

(73) 『月刊社会党』一九九五年七月号、四〇頁。

(74) 村山は大会前に地方の県本部に周到な根回しを行っていたと報道されている(『毎日新聞』一九九四年五月二八日)。

(75) 『月刊社会党』一九九五年七月号、六六頁。

(76) 『月刊社会党』一九九五年七月号、七五頁。

(77) 『月刊社会党』一九九五年七月号、五八頁。

(78) 『月刊社会党』一九九五年七月号、六一頁。

- (79) 『月刊社会党』一九九五年七月号、六一頁。
- (80) 基本的に、党大会の質疑応答で委員長が答弁に立つことはない。
- (81) 起立採決には反対派をあぶりだす狙いがあったのではないかという指摘もある（『朝日新聞』、一九九五年九月二八日）。
- (82) 正確な人数は不明であるが、代議員の約一割、四〇人と報道された（『朝日新聞』、一九九五年五月二八日）。
- (83) これを受けて村山は「うん、これでいいんじゃないの」と言ったと報道されている（『毎日新聞』、一九九四年五月二八日）。
- (84) 一九九四年九月二日の『社会新報』は八月六日から九日にかけて行った世論調査の結果を報じている（実施は「民間機関」）。それによると、「村山首相は『自衛隊は合憲』と表明しましたが、あなたはどう思いますか」という質問に対し、社会党支持者の54・2%が支持すると答えた（不支持は34・2%）。
- (85) 新川、前掲『戦後日本政治と社会民主主義』、二頁。
- (86) 二〇〇七年一月時点の社会民主党所属の国会議員は衆参合わせて二二名。
- (87) 新社会党綱領（<http://www.shinshakai.or.jp/html/html/kouryou.html>）二〇〇七年一月二日アクセス）。